

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇ガット、輸入制限協議会開催

ガットでは第15回総会の開会に先立ち、10月12日から東京において輸入制限協議会を開催した。輸入制限協議会は国際収支保護のための輸入制限ないしその差別的適用について関係締約国がこの会議でガットの審査をうけるもので、今回は日本、イタリア、豪州など7か国がその対象国となった。

日本の輸入制限は19、20日の両日にわたって審査をうけ、牛場代表がこれに出席して輸入自由化への努力を約すとともに、外貨準備の不十分、経済構造の特殊性などをあげて日本の苦しい立場を説明した。これに対し協議会参加諸国からは日本は自由化に慎重すぎること、外貨予算制度に不合理な点が多いことなどが指摘され、結局、輸入制限の必要性は認めるが外貨準備の現状からみてもっと自由化を進めるべきだ、との結論が出された。

協議会は30日イタリア関係の審査を最後に日程を終了し、11月初めその成果が総会に報告された。なおイタリアの輸入制限に関するところでは、10月7日国際通貨基金理事会により同国が国際収支上輸入制限および差別の措置を行なう理由がない旨の判定があり、ガット総会では11月10日の本会議で特にこの問題を取り上げ、イタリアは明年5月の第16回総会までに輸入制限廃止の計画を提出すべき旨の決定を探討した。

#### ◇ガット、第15回総会——閣僚会議

ガット第15回総会は10月26日より東京において締約国37か国代表参集のもとに開催された。総会は26日岸首相の歓迎挨拶およびオルディニ議長の開会演説に続き、27～29日の3日間各国大臣クラスの参加する閣僚会議を開催、世界貿易の動向および貿易政策上の諸問題に関し意見の交換を行なった。総会はその後10月30日から11月21日までの予定で一般会議にはいった。

今回の総会はガット創設以来はじめてアジアで開催されたものであるが、このことは対日35条援用問題や後進国の経済困難などの諸問題の重要性が増大しつつある現状に照らしまことに意義深い。同時にまたこの総会は、先般の国際通貨基金総会における論議のあとをうけて、国際経済自由化の新段階にふさわしい貿易政策の方向を

検討する重要な会議となるものとして大きな関心を集めている。

閣僚会議には米国ジョン国務次官、英国ゴア＝ブース外務次官、フランス・フレシエ経済相、西ドイツ・ウエストリク経済次官、インド・カヌンゴ商相らが参加し、日本からは藤山外相が代表として出席した。閣僚会議の論点は予想されたごとく貿易の自由化および拡大、後進国経済困難の打開などが中心となり、さらに対日35条援用問題、欧州共同体など地域的経済取決めの影響、先進諸国の農業保護政策の動向などについても深い関心が表明された。会議終了後コミュニケが発表されたが、そこでは、輸出収益の大部分を交換可能通貨で受け取る諸国には差別的制限を行なうべき理由が消滅したこと、国際収支上の困難のなくなった諸国は輸入制限を急速に撤廃すべきであることを明らかにするとともに、国際貿易好調の現況にかんがみ、1960～61年の關税交渉会議の準備の促進、農産物貿易の制限緩和、後進諸国の輸出増加など、ガットの貿易拡大計画の重要性が増加したこと、欧州経済共同体など地域的グループはガットの精神に従い排他的な政策を探るべきでないこと、などの諸点が確認されている。

閣僚会議において最も注目されたのはジョン米代表の演説で、同代表は最近における米国国際収支の逆調をあげて、貿易自由化の気運を逆転させないために、また米国の対外赤字を妥当な程度に縮減させるために「各國は残存する貿易上の差別待遇をすみやかに撤廃」すべき旨強調した。懸案の対日35条援用問題については、藤山外相は日本の実質所得の着実な上昇と不公正競争排除への努力とを強調してその撤回を強く要望したが、このような日本の立場についてはジョン米代表も強力な支持を表明し、35条援用は理由のいかんを問わずガット機構を弱めるものと論じ、これに關係の深い「低賃金国からの工業製品輸出」問題についても専門委員会を設けて検討するよう提案した。35条問題は米国に続きカナダ、インドなどの支持を得たほか、同条援用国中からは豪州、ニュージーランド、マラヤなどの好意的な発言がみられたが、一般には急速な事態の好転はなほ望みがたい空気であったと伝えられている。

なお東京におけるガット総会ないし輸入制限協議会の開催を通じて、貿易自由化の必要はわが国政府および財界にも急速に認識されつつあるが、この点では特にカ-

ンズ米商務次官補が総会出席のための来日を機に日本の対米差別制限撤廃を強調、米国のこれに対する強い態度を表明したことが注目を集めている。

#### ◇ IMF理事会、差別的制限撤廃に關し決議

国際通貨基金理事会はガット第15回総会の開会に先立つ10月25日、国際収支上の理由に基づく差別的制限の撤廃に関する決議を全会一致で採択、これを基金加盟国およびガット東京総会に対し送付した。

同理事会はこの決議において次のとく述べている。すなわち「基金は経常収入が大部分対外交換可能通貨による加盟諸国には、もはや差別的措置を行なうべきなんらの国際収支上の理由はないと考える」。長期にわたる差別的措置の実施によりその除去には若干の時日を要しようが、「この期間は短期であるべきであり、加盟諸国が可能な限りすみやかに差別的措置を除去する手続を講ずることを期待する」。

この決議は欧州諸国のみならず、欧米諸国を主要輸出先とする後進諸国にも適用されるものであって、これにより後進諸国としても輸入制限を行なう場合これを無差別に実施することを求められるわけである。この決議は直ちにガット総会にも伝えられ、貿易自由化の気運を一段と促進した。

## 米州諸国

#### ◇米国、開発借款基金の運用に新措置

米国政府の後進国援助機関である開発借款基金（D L F）のブランド専務理事は、10月19日、今後D L Fが後進諸国に供与する借款は米国の物資・サービスの買付けに使用されるものに重点をおくとの新方針を発表した。従来D L Fの貸付の用途は被供与国の自由であって、そのほぼ半分が西欧や日本からの購入に充てられていたが（1957年D L F創設以来の支出額90百万ドルのうち56%）この新措置は、米国の金ドル流出傾向を阻止しかたがた米国企業が後進国工業化計画に参加する機会を高めることにあるとされている。

ブランド専務理事によれば、新措置は既貸付承認額8億ドルには適用されず、今後承認する分に適用される。本会計年度分として議会から支出承認を受けた額は550百万ドルで、うち未承認分は515百万ドルあり、これに対して貸付申込額は14億ドルに達している。また新措置はすべての貸付に米国商品優先政策を課するわけではなく、外国品購入が当然許される特殊のケースもあり、また道路建設などの現地費用による開発計画の援助も続け

られるものとみられる。なお今回の新措置は、米国国際協力局（I C A）の域外買付け活動には及ばされないが、先進工業諸国その後進国に対する援助負担の増額要請、ドル物資輸入制限の撤廃要請など最近の米国の対外経済政策の動きの一環をなすものとして注目される。

#### ◇中米共同市場における域外共通関税

中米5か国（グッテマラ、エル・サルバドル、ホンジュラス、ニカラグアおよびコスタリカ）の共同市場化に関しては、昨年6月調印が行なわれ（調査月報、33年8月号参照）、その後各の批准が終わり、本年1月8日より、中米共同市場を10年以内に完成することを目標として具体的に発足した。その際、食料、飲料の一部、若干の工業原料および完成品の域内貿易についての関税が撤廃されたが（これら特定商品の範囲は次第に拡大される）、域外からの輸入商品に関する共通関税については、「自由貿易および中米經濟統合多角約定」第4条に基づき改めて9月上旬「統一関税設定に関する中米協定」が成立した。

同協定によれば、5か国は中米經濟統合および発展のため、協定発効後5年内に輸入関税の均等化を実現することを目標とし、5か国の代表から構成される中米貿易委員会を設け、統一関税品目表の作成などその促進にあたらせることとなっている。

## 欧洲諸国

#### ◇英国の貿易、為替の自由化

昨年末ポンドの交換性回復、本年5月ドル物資の輸入制限緩和など貿易、為替の自由化を進めてきた英国は、その後の国際収支好調持続と、保守党の圧勝に終わった総選挙後の政局安定を背景に次の通り旅行者外貨持出限度の引き上げ、輸入および輸出制限の大幅緩和を行なった。今回の措置によって英國政府が考慮していたIMF協定第14条から8条へ移行するために必要な自由化措置をほとんど完了したこととなる。

##### 1. 旅行者外貨持出限度引上げ

###### (1) 基本割当額の拡大

大蔵省は10月19日旅行者外貨持出限度を11月1日から引き上げる旨発表した。従来英國の一般旅行者外貨の持出限度は北欧3国250ポンド、その他の地域100ポンドとなっていたが、今回の措置により一率に250ポンドまで引き上げられ、この限度までは自動的に、それ以上は英蘭銀行に申請して許可されることとなり、また年令による制限（従来12歳までは70%）も撤

廢された。

### (2) 特別割当額の範囲拡大

英蘭銀行は10月29日、旅行目的に従って与えられる特別割当額に関し商業銀行限りで承認しうる範囲の拡大を次の通り発表した。

イ、会議および商用旅行については3か月を限度とし、250ポンドまたは1日につき20ポンドのうちいざれか大なる方。

ロ、保養旅行については6か月間を限度とし、50ポンドまたは1日につき10ポンドのうちいざれか大なる方。

### (3) 英蘭銀行券持出額の引上げ

為替当局は11月4日、英蘭銀行券持出額を従来の20ポンドから50ポンドへ増額し、翌5日から実施する旨発表した。

以上の措置により海外旅行に関する通貨上の制限は実質的に全く自由化されたも同様となった。

## 2. 輸入制限緩和

モードリング商相は11月4日、日本および共産圏を除く諸地域からの残存輸入制限の大部分を11月9日から撤廃する旨発表した。英國の輸入制限は、スターリング地域、ドル地域、日本、共産圏諸国および輸入緩和国(relaxation areaと呼ばれ、前記地域を除く地域の総称)の5地域に分類して行なわれているが、今回の自由化措置の結果残された制限品目は日本、共産圏を除けばドル地域25品目、輸入緩和国16品目となった。自由諸国(うちで日本のみが除外されたのは國際競争力の強い一部の日本製品の国内産業に与える打撃を特に警戒したものと思われる。ドル地域および輸入緩和国に対する残存制限は国防上あるいはスターリング地域内的一部産業保護のためである。

### 3. 輸出制限の一部緩和

商務省は11月5日、次の品目を11月10日以降輸出許可制からはずす旨発表した。

(1) 完成品および半製品の金(ただし、1947年の為替管理法に基づく金貨、金塊の輸出制限は依然有効)。

(2) エジプト、イスラエル、サウジアラビア、シリア、イエーメンに対する航空機体、同エンジン部品、予備品。

以上の貿易、為替の自由化措置は、一部国内産業に打撃を与えることが予想されるものの、國際貿易の自由化および拡大の世界的趨勢に順応して採られた当然の措置であると一般に歓迎されている。かかる自由化対策が打ち出されるに至ったのはIMFおよびガット総会における米国の強い自由化の要請にこたえたものであり、したがって一部には今回の措置はおそすぎた自由化であると

の批判もみられる。

### ◇西ドイツ・ブンデス銀行の金融引締め措置

ブンデス銀行は9月4日の公定歩合引上げ(2%から3%へ)に引き続き、10月22日、公定歩合・政府証券売却レート・支払準備率をそれぞれ下記の通り引き上げ、公定歩合・政府証券レートについては10月23日から、支払準備率については11月1日から実施する旨発表した。

旧レート 新レート

|               |                      |       |
|---------------|----------------------|-------|
| (1) 公定歩合      | 3%                   | 4%    |
| 担保貸付歩合        | 4                    | 5     |
| (2) 政府証券売却レート |                      |       |
| 1年物までは1%引上げ   | 2½~3½                | 3½~4½ |
| 1.5~2年物は7%引上げ | 3¾~3½                | 4¼~4½ |
| (3) 支払準備率     | 各段階とも現行率の10%増の率に引上げ。 |       |

### 旧 準 備 率

| 準備等級 | 支払準備義務ある債務 | 短期債務 |      |      | 定期債務 |      |      | 貯蓄預金 |     |
|------|------------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
|      |            | ブンデス | ブンデス | ブンデス | ブンデス | ブンデス | ブンデス | 所在地  | 所在地 |
| 1    | 300以上      | 13   | 10   | 9    | 6    | 6    | 5    | 所在地  | 所在地 |
| 2    | 30~300未満   | 12   | 9    | 8    | 6    | 6    | 5    | 所在地  | 所在地 |
| 3    | 3~30       | 11   | 8    | 7    | 6    | 6    | 5    | 所在地  | 所在地 |
| 4    | 3未満        | 10   | 7    | 6    | 6    | 6    | 5    | 所在地  | 所在地 |

### 新 準 備 率

| 準備等級 | 支払準備義務ある債務 | 短期債務 |      |      | 定期債務 |      |      | 貯蓄預金 |     |
|------|------------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
|      |            | ブンデス | ブンデス | ブンデス | ブンデス | ブンデス | ブンデス | 所在地  | 所在地 |
| 1    | 300以上      | 14.3 | 11.0 | 9.9  | 6.6  | 6.6  | 5.5  | 所在地  | 所在地 |
| 2    | 30~300未満   | 13.2 | 9.9  | 8.8  | 6.6  | 6.6  | 5.5  | 所在地  | 所在地 |
| 3    | 3~30       | 12.1 | 8.8  | 7.7  | 6.6  | 6.6  | 5.5  | 所在地  | 所在地 |
| 4    | 3未満        | 11.0 | 7.7  | 6.6  | 6.6  | 6.6  | 5.5  | 所在地  | 所在地 |

ブンデス銀行の説明によれば、今回の措置の理由は、①景況上昇による緊張の増大、特に労働力の極度の不足にかんがみ、生産能力をはるかに上回る現在の需要を抑制する必要があること、②特に景気の行き過ぎ傾向については思惑的な動きに対し早めに有効な手を打ち賃金物価の上昇を防ぎ、③かかる適時適切な措置により景気過熱を未然に防止し、景気変動の波を少なからしむるなどの点にあるとされている。

今回の措置により、西ドイツの公定歩合は米、英、仏主要国並みとなり、西ドイツは低金利国の地位を放棄するに至った。しかしながら、これにより数年来のブンデ

スパンクの政策目標たる資本輸出の促進が全面的に後退したものとは考えられず、国内景況過熱化防止の要請の前に、当面主として短期資本輸出の促進が断念されたにとどまるものとみられるべきであろう。

公定歩合引上げに伴い、市中金利最高限度は同日1%引き上げられ、当座貸越8%、引受信用6%となった。また金融市場金利の上昇に伴い長期債市場金利も上昇し、実質利回りは6%をこえるに至った。これら全般的な市中金利の改訂により、公定歩合引上げが金利のメカニズムを通じて資金需要に及ぼす抑制効果が期待されるところであるが、今回の措置が信用のアヴェイラビリティに及ぼす影響については、支払準備率の引上げによる約7億マルクの不胎化にもかかわらず、金融機関が現在40億マルクに上る短期海外運用資金を有しているうえ、再割引わくの余裕がなお十分にあること（10月末の再割引残高11.5億マルクに対し再割引わくは50億マルク以上と伝えられる）が考慮されざるをえない状況にある。さらに、短期資金を中心とする資本流出が停止すれば、今後経常国際収支の黒字がそのまま国内流動性の増加をもたらし、再び1955～57年当時ののような国際収支黒字による過剰流動性の問題が生ずる可能性がある。また国際的には再び西ドイツへのドル偏在の傾向が再現することも懸念され今後の海外金利の動向が注目されるところである。

#### ◇フランスの1960年度予算

フランス政府は10月13日、1960年度（暦年）予算案を発表した。

ピネー蔵相は「年初来のフランス経済の顕著な立直りには、フラン切下げ後に実施された緊縮財政により、永年の財政インフレの禍根が除かれたことが大きな力となっている。今後ともフランスが対外均衡を維持しつつ、経済の安定的成長を図るために、財政の健全化が不可欠である」との主張を堅持し、結局明年度予算案は歳出合計6兆4,710億フラン、歳入5兆8,730億フラン、差引赤字は5,980億フランと、本年に引き続き国民貯蓄でまかないとする限度6,000億フラン以内に抑えられた。

来年度予算案を支出項目別にみれば、人口増加に伴う文教支出増、官吏給与増などを反映した民政費支出の増加、アルジェリア関係の軍事費増のほか、政府の住宅政策実現の方針に基づく標準住宅建築貸付増加などが注目される。財政投融資は本年に比し大幅な増加は行なわれていないが、これは本年第4四半期から民間投資がようやく活発化する傾向を示し、財政面からの投資促進策の必要性が減じたことを物語るものといえよう。歳入面では租税収入が本年を2,200億フラン上回る見込みである

が、これは主として経済規模の拡大に基づく自然増収によるものであって、従来毎年1%程度上昇していたGDPに対する国民の税負担比率（本年は約19.5%）も、明年は19.1%程度に軽減されるものとみられる。

以上のごとく來年度予算は経済全般の立直りを背景として、税制改革による若干の減税を織り込みながら比較的容易に、赤字6,000億フランのラインを守りえたが、これによりフランス経済の体質改善はさらに進むものとして各方面から好感されている。

なお来年度予算案は、1月1日デノミネーション実施にかんがみ、新フラン建で発表され、同時に予算編成様式の改正が行なわれた。すなわち今後フランスの予算は、純粋の国家財政支出を示す国家財政予算と、本来の支出ではない財政融資予算とを分離することとなった。新様式によると国家財政予算は780億フランの黒字となっており、5,980億フランの総合赤字はもっぱら財政融資の結果にすぎないことが明らかで、フランスの財政がきわめて健全な姿になってきたことを示している。

本年度予算を新様式に組み替え、新フラン建で來年度予算と比較すると次表の通りである。

#### 1960年度予算案

（単位・億新フラン）

| 区 分         | 1959年 | 60年   | 59年 比 増 減 |
|-------------|-------|-------|-----------|
| 国家財政予算      |       |       |           |
| 歳 出         |       |       |           |
| 民政費         | 313.2 | 335.5 | + 22.3    |
| 軍 事 費       | 159.0 | 165.5 | + 6.5     |
| 戦 災 復 興 費   | 17.3  | 15.7  | - 1.6     |
| 財 政 投 資     | 58.5  | 62.8  | + 4.3     |
| 計           | 548.0 | 579.5 | + 31.5    |
| 歳 入         |       |       |           |
| 租 稅 収 入     | 499.2 | 521.5 | + 22.3    |
| 租 稅 外 収 入   | 58.7  | 65.8  | + 7.1     |
| 計           | 557.9 | 587.3 | + 29.4    |
| 歳出入超(A)     | + 9.9 | + 7.8 | - 2.1     |
| 融資予算        |       |       |           |
| 財 政 貸 付     | 3.3   | 2.9   | - 0.4     |
| 経 济 社 会 基 金 | 33.5  | 32.5  | - 1.0     |
| 標準住宅建築貸付    | 18.4  | 21.5  | + 3.1     |
| 建築貸付調整基金    | 16.0  | 14.5  | - 1.5     |
| 特 別 勘 定     | 3.9   | 3.9   | -         |
| 計           | 75.1  | 75.3  | + 0.2     |
| 貸 付 回 収     | 5.5   | 7.7   | + 1.2     |
| 融資純支出(B)    | 68.6  | 67.6  | - 1.0     |
| 総合支出超       |       |       |           |
| (A) + (B)   | 58.7  | 59.8  | + 1.1     |

## ◇オーストリアの非居住者交換性の拡大

オーストリア国立銀行は、10月31日、交換可能通貨諸国とギリシャおよびトルコの居住者に対し、資本の利潤および売却代り金につき海外への自由送金を認めることを内容とするシリングの交換性拡張措置を発表、即日実施した。

本措置は、外国人の参加しているオーストリア企業の清算、非居住者の所有するオーストリア企業の株式・有価証券および財産の売却、ならびにオーストリア国民によるクレジット返済などに伴う非居住者の受取を包含する。これらの受取は從来封鎖シリング勘定に預入されていたが、31日以降、上記諸国の居住者により保有されている本勘定は解除された。ただし、外国有価証券および海外で発行されたオーストリア有価証券の国内における売却収入に対しては自由化は適用されない。

オーストリアの非居住者交換性は從来経常支払に関してのみ認められていたが、今回の措置によりおおむね完全なものとなった。居住者交換性は依然回復されていない。なお今回の措置は、最近における金・外貨準備の充実（9月末757百万ドル、年初來92百万ドル増）を背景として実施されたものである。

## ◇ソ連国民経済発展計画1～9月の遂行実績

ソ連閣僚会議付属中央統計局10月15日の発表によれば、1959年1～9月の経済計画遂行状況は次の通りである。

## 工業部門別増加率

1958年1～9月比増(%)

|              |    |
|--------------|----|
| 鉄・非鉄冶金       | 9  |
| 燃料・エネルギー工業   | 9  |
| 機械製作・金属加工    | 15 |
| 化学・ゴム工業      | 10 |
| 建設資材工業       | 23 |
| 森林・製紙・木材加工工業 | 9  |
| 軽工業          | 8  |
| 食料品工業        | 13 |

## 主要工業生産物の生産高・増加率

1959年  
1～9月  
生産高  
1958年  
1～9月比  
増(%)

|      |         |      |   |
|------|---------|------|---|
| 銑鉄   | 鉄(百万トン) | 31.8 | 9 |
| 延鋼   | 鋼(〃)    | 44.4 | 9 |
| 延鋼   | 鋼(〃)    | 34.7 | 8 |
| 管(〃) | 3.9     | 14   |   |

|             |                       |         |      |   |
|-------------|-----------------------|---------|------|---|
| 鉄           | 鉱                     | 石(百万トン) | 70.5 | 6 |
| 石           | 炭(〃)                  | 380     | 2    |   |
| 石           | 油(〃)                  | 95.3    | 14   |   |
| ガ           | ス(十億m <sup>3</sup> )  | 26.1    | 24   |   |
| 電           | 力(十億KWH)              | 166     | 12   |   |
| 人造・合成繊維     | (千トン)                 | 131     | 8    |   |
| 化学生         | 設備(十億ルーブル)            | 1.2     | 49   |   |
| 穀物          | コシンバイン(万台)            | 38.8    | 75   |   |
| 綿           | 織物(十億m <sup>2</sup> ) | 3.4     | 6    |   |
| 毛           | 織物(百万m <sup>2</sup> ) | 308     | 8    |   |
| 革           | ぐつ(百万足)               | 287     | 9    |   |
| オートバイ・スクーター | (万台)                  | 366     | 25   |   |
| テレビ         | (〃)                   | 924     | 30   |   |
| 家庭用冷蔵庫      | (〃)                   | 318     | 20   |   |
| 家           | 具(十億ルーブル)             | 6.9     | 26   |   |
| 肉           | (百万トン)                | 2.3     | 37   |   |
| バタ          | (千トン)                 | 609     | 13   |   |
| 乳製品(ミルク換算)  | (百万トン)                | 5.8     | 20   |   |

## ◇ソ連の1960年度国家予算

10月27～31日に開催されたソ連最高会議で、ガルブーザフ財務次官は1960年度（1～12月）の国家予算案を報告した。原案は討議のうえ若干修正され、1960年度ソ連国家予算法の成立をみた。その内容は次の通りである。

## ソ連、1960年度国家予算

(単位：億ルーブル)

| 区分                               | 1959年<br>(見込み) | 60年   | 増減額   |
|----------------------------------|----------------|-------|-------|
| (歳入)                             |                |       |       |
| ① 社会主義經濟からの収入                    | 6,560          | 7,026 | 466   |
| うち 取引税                           | 3,330          | 3,176 | △ 154 |
| 企業・經濟機關からの利潤控除                   | 1,550          | 2,031 | 481   |
| コルホーズ・協同組合所得税                    | 196            | 215   | 19    |
| 社会保険への企業・機関の払込金、外国貿易機関収入、森林収入その他 | 1,484          | 1,604 | 120   |
| ② 国民からの収入                        | 673            | 704   | 31    |
| うち 国税                            | 561            | 572   | 11    |
| 計                                | 7,233          | 7,730 | 497   |
| (歳出)                             |                |       |       |
| 國民経済費                            | 3,089          | 3,285 | 196   |
| 社会・文化費                           | 2,322          | 2,478 | 156   |
| 国防費                              | 961            | 961   | 0     |
| 國家行政費                            | 115            | 111   | △ 4   |
| その他                              | 590            | 623   | 33    |
| 計                                | 7,077          | 7,458 | 381   |
| 歳入超過                             | 156            | 272   | 116   |

### 社会・文化費内訳

(単位・億ルーピル)

|            | 1959年<br>(見込み) | 60年   |
|------------|----------------|-------|
| 教 育 費      | 944            | 1,020 |
| 保 健・体 育 費  | 441            | 475   |
| 国家社会保険・保障費 | 937            | 979   |
| 計          | 2,322          | 2,478 |

(注) 1960年度の内訳数字は予算原案によるため合計額に突出しない。

上記国家予算のうち「連邦予算」と「共和国予算」とは次のように決定された。

### 連邦予算

(単位・億ルーピル)

|         | 1959年<br>(見込み) | 60年   | 増減(△) |
|---------|----------------|-------|-------|
| 歳 入 総 額 | 3,823          | 3,902 | 79    |
| 歳 出 総 額 | 3,666          | 3,630 | △ 36  |
| 歳 入 超 過 | 157            | 272   | 115   |

### 共和国予算(歳入・歳出同額)

(単位・億ルーピル)

|          | 1959年<br>(見込み) | 60年   | 増加額 |
|----------|----------------|-------|-----|
| (総 額)    | 3,435          | 3,879 | 444 |
| ロシヤ共和国   | 2,053          | 2,319 | 266 |
| ウクライナ    | 631            | 698   | 67  |
| ペロルシャ    | 98             | 111   | 13  |
| ウズベキスタン  | 86             | 102   | 16  |
| カザフスタン   | 208            | 252   | 44  |
| グルジヤ     | 57             | 64    | 7   |
| アゼルバイジャン | 52             | 61    | 9   |
| リトウ      | 42             | 46    | 4   |
| モルダヴィヤ   | 25             | 30    | 5   |
| ラトヴィヤ    | 40             | 42    | 2   |
| キルギジヤ    | 29             | 34    | 5   |
| タジキスタン   | 25             | 29    | 4   |
| アルメニヤ    | 28             | 32    | 4   |
| トルクメニスタン | 27             | 31    | 4   |
| エストニア    | 26             | 29    | 3   |

### アジアおよび大洋州諸国

#### ◇パキスタンにおける綿紡績拡張計画

パキスタンの綿紡績は1955年ほぼ自給化を達成し、その後は輸出増大を目標に増産を続けてきたが、このほど政府は明年から始まる第2次5か年経済開発計画の一環

として、綿紡績拡張計画を発表した。同計画は一段と輸出を促進し、あわせて最近増大しつつある細番手品に対する国内需要を充足するため、細番手用綿紡績設備の拡張を骨子とするものであり、パキスタン工業信用投資会社(P I C I)の資金供与により2~3年内に完成されることが予定されている。その概要は次の通りである。

(1) 東西両パキスタンにそれぞれ150千錠、50千錠の細番手紡績機を増錠するほか、両パキスタンの老朽設備100千錠を新設備に切り替える。なお織機2千台をも増設する。

(2) これに要する資金90百万ルピーのうち外貨所要額60百万ルピー(12.6百万ドル)についてはパキスタン工業信用投資会社を通じて世界銀行などより融資を受ける計画である。

#### パキスタンの綿紡織設備

(1959年8月現在)

| 区分     | 紡 機       | 織 機    |
|--------|-----------|--------|
| カラチ    | 604,852   | 9,816  |
| 西パキスタン | 976,912   | 15,870 |
| 東パキスタン | 345,706   | 3,418  |
| 計      | 1,927,470 | 29,104 |

#### ◇インドの1959年度下期輸入政策

インド政府は10月1日、本年度下期(1959年10月~60年3月)の輸入政策を発表した。これによると外貨予算是前期と同様4,160百万ルピー(874百万ドル)となっており、輸入引締めの基調は変わっていないが、その重点は従来の資本財優先、工業原料確保と輸出促進策が一段と推進されたことにある。その概要は次の通りである。

(1) 開発用機械設備および部品、非鉄金属(スクランブルを含む)などにつき外貨割当が増大された。また製茶装置、染料、包装紙など輸出産業の関連品目については輸入制限が緩和された。

(2) これに対して国内生産の増加が期待される品目、すなわち電線、ポンプ、さらし粉、水量計などは外貨割当が削減された。

(3) 中小工業は輸入業者から適正価格で原料入手できるよう特別の配慮が払われることとなった。

(4) なお、上記のほか輸入許可事務の簡素化が実施されることとなった。

#### ◇セイロンの1959~60年度予算

セイロン政府はこのほど1959~60年度予算案(1959年10月~60年9月)を議会に提出した。新予算の歳出規模

は1,736百万ルピーで前年に比べて3%とわずかながら縮小をみた。これは行政費の増大から経常支出が若干増加をみた反面、経済開発関係の資本支出が前年度の424百万ルピーに対し337百万ルピーとほぼ一昨年度の水準に抑えられたためである。この結果赤字は前年度の485百万ルピーから394百万ルピーへ減少が見込まれている。なお、開発関係支出の縮小は、昨年度かなり大幅な海外援助を見込み、開発支出を大幅に増大させたが、最近の海外援助資金の流入が必ずしも満足すべきものでなかつたためとみられる。

#### セイロンの1959~60年度予算

(単位・百万ルピー)

| 区分     | 1959~60年度予算 | 1958~59年度予算 |
|--------|-------------|-------------|
| 歳入     | 1,342       | 1,310       |
| 歳出     | 1,736       | 1,795       |
| (経常支出) | (1,399)     | (1,371)     |
| (資本支出) | (337)       | (424)       |
| 差引     | - 394       | - 485       |

上記財政赤字394百万ルピーは、海外援助125百万ルピー（昨年度は200百万ルピーを見込む）、国内債の発行など国内借入200百万ルピー、歳出の節減37百万ルピーおよび増税32百万ルピーにより補填する方針が明らかにされているが、歳出節減と増税を除いた純赤字見込額は325百万ルピーと依然ほぼ資本支出に相当する大きさとなっている。

なお、増税は酒類消費税の引上げのほか、自動車、時計、外国酒など贅沢品に対する輸入関税や、ココナット製品の輸出関税引上げが予定されているが、すでにゴムの輸出関税は財政不足を埋めるためもあり9月10日より1ポンド当たり20セントから28セントへ引き上げられている。

#### △インドネシアの経済安定政策

インドネシア政府はさる8月25日、激しいインフレ傾向に対処して高額紙幣の額面切下げ、大口預金の凍結、為替レートの切下げなどきびしい通貨措置を実施したが（調査月報、34年9月号要録参照）、その後も引き続き次のごとく各方面にわたり種々の経済安定政策を進めている。しかしながら最近の経済情勢は、生産、貿易、通貨、物価の各部面においてなお不安定な状態を示している。

##### (1) 財政

財政赤字を縮小させるため歳出の削減、歳入の増加

を図っている。すなわち財政支出節減のため①官吏の新規雇用の停止、②政府予算支出を対象とする輸入の年内許可停止、③官吏の緊急用務外の国内出張、海外旅行の禁止、④未着工の政府建物建築に対する支出の停止、⑤政府補助金の大幅削減などの緊縮措置を講じた。また、歳入増加策として自動車税、たばこ、ビール消費税の引上げ、土地税の対象拡大など税収増加を図ることとした。しかしながら、軍事支出を初めとして財政支出は依然多額に上る反面、税収は必ずしも確実に大幅な増加を期待しえないので、財政の改善にはなお問題が多いとみられる。

##### (2) 金融

通貨措置後の資金不足による企業活動の停滞を打開するため、政府は生産、配給（運輸を含む）、輸出の3業種を重点融資企業に指定し、銀行に対し所要の融資に応ずるよう勧告するとともに、銀行がこれら企業への融資資金に不足する場合は中央銀行からの借入を認めることとした。また市中金利の高騰を防ぐため上記企業向け貸出し金利を最高年利6%、手数料3%に規制する措置を探った。

##### (3) 貿易

輸入政策として、食糧、衣料、鉄鋼、セメントなど国営商社扱いの重要12品目については外貨割当、金融などの面で比較的優遇する方針を探っているが、その他の一般輸入については、さきに輸入賦課金の引上げ（最高賦課率175%から200%へ）を行なったほか、外貨割当の抑制、為替銀行の融資禁止および100%のL/Cマシンの強制積立を指示するなどきわめてきびしい制限措置を探っている。このため最近中小貿易商社の脱落が目立っている模様である。

##### (4) 生産、流通

生産の増強を図るため従来の7時間労働制を、特に食料、衣料関係などの主要産業について延長することを検討中である。また国内の衣料充足の見地から衣料管理本部（政府機関）を設置し、繊維原料の輸入、割当、繊維品の生産、配給、価格などに関し必要な勧告、指示を行ない、また関係監督機関間の調整などにあたらせることとした。

##### (5) 給与統制

政府企業従業員に対する給料支払を月額最高6千ルピアに制限（2千ルピアまでは全額支払、2千ルピア超過分は半額支払—ただし最高4千ルピア、残額は凍結）、また民間企業の給料についてもこれに準ずるよう指導した。

### △中共における農産物の価格引上げ

中共は年初来消費財の需給逼迫をきたしそのなりゆきが注目されていたが、先般中共政府はその対策として農村における交易市場の開設を促進し流通面からその需給緩和を図った。そして今般さらに下表の通り10月10日から大豆、落花生、食用牛などの政府買上げ価格の引上げ、さらに同販売価格の引上げを実施したほか、大豆油、落花生油の税率引下げを行なって価格面からも生産意欲を刺激し、増産を図ることとしたが、特に植物油税率の引下げについては農村におけるこの種の加工工業の奨励をねらいとしたものとみられる。

なおこの価格および税率の調整措置により本年度農村所得は約108百万元（約162億円）の純増が見込まれると伝えられている。

| 区分                | 買入価格   | 販売価格  |
|-------------------|--|---|
| 農產品<br>価格の<br>引上げ | (1) 大豆 平均7.5%引上げ<br>(2) 落花生 平均12.08%引上げ<br>(3) 甘蔗、甜菜、食用牛<br>低価格地区のみ隣接地区との不均衡<br>を是正するため引上げ | (1) 大豆 平均7.63%引上げ<br>(2) 大豆油 一部を除き<br>平均9.37%引上げ<br>(3) 落花生 適宜引上げ<br>(4) 落花生油 一部を除き<br>平均7.97%引上げ<br>(5) 牛肉 買入価格引上げ地<br>では適宜引上げ |
| 税率<br>引下げ         | (1) 大豆油、落花生油税率は15%から8%へ引下げ<br>(2) 農民が自給自足する分の税率は12.5%から8%へ引下げ                              |   |

### △台湾における水害復旧のための財政金融措置

台湾の8月の水害は被害総額37億元に及び復旧にはおよそ18億元を要するものと見積られている。そのため9月以降財政ならびに金融面において次のごとき一連の措置が採られつつあるが、それらのうちには物価を騰貴させる要因となるものが多く、先般來物価上昇傾向が懸念されているおりから今後の動向が注目される。

#### 1. 水害復興建設税の賦課

(1) 明年6月に終る本会計年度に限り現行税率に次の税率を付加する。

營利事業税15%、総合所得税、屠殺税、宴席税および家屋税いずれも30%、地価税および不動産所得税それぞれ40%、物品税（セメント、人絹、化学調味料、板ガラスおよび砂糖のみ）33%

(2) 本年12月末まで、現行料金に対し次の税率を付加する。

電力料金36%、電信料金30%、鉄道および自動車旅客運賃33%

(3) 公私を問わず、その所有する小型乗用車1台につき5千ないし1万元の徴税を行なう。

上記措置により8.8億元の歳入増加が予定されている。

#### 2. 水害復興建設儲蓄債券の発行

- (1) 発行額 3億元 うち報奨式のもの1億元
- (2) 額面 報奨式は10元、報奨式によらないもの未定
- (3) 年利 報奨式によらないもの18%
- (4) 期間 報奨式のもの10か年、報奨式によらないもの3か年
- (5) その他 報奨式のものは毎月1回抽籤により賞金を支払い、また報奨式によらないものの販売は事実上強制割当とし、①個人の銀行預金利子、②輸入税額の1割相当額、③公営事業の積立金などにより購入させることとなっている。

#### 3. 銀行などによる融資の促進

すでに台湾土地銀行より105百万元、台湾合作金庫より64百万元が農漁業関係の水害復興資金として比較的低利により融資されることとなった。また米国援助による見返資金からも、中華開發公司および3商業銀行を通じて同様にそれぞれ10百万元、農業復興会を通じて34百万元の融資が決定されている。

### △ニュージーランドの公定歩合引下げ

ニュージーランド準備銀行は10月18日、同行公定歩合を従来の7%から6%へ引下げ、10月19日から実施する旨発表した。今回の変更は1955年10月（6%から7%へ引上げ）以来の措置である。

ニュージーランドにおいては、過去1年半にわたる金融引締めが奏功したこともある、外貨事情は最近顯著に好転した。今回の措置はかかる事情を背景に行なわれたものであるが、引下げ後の公定歩合はなお市中貸出金利（平均5.5%）をかなり上回っており、かつ商業銀行に対する貸出も僅少（本年3月末4.3百万ポンドで商業銀行貸出総額の2.4%）である点からみて、積極的な景気振興の意図のもとに行なわれたものとはみられない。

すなわち、ニュージーランドは1957年後半以降、酪農製品や羊毛市況の軟化によって輸出が停滞し、外貨事情が悪化したため、準備銀行では政府の輸入抑制方針に呼応して商業銀行貸出の抑制、支払準備率の引上げを行なうなど金融引締め政策を実施してきた。だまたま本年にはいってから主要輸出品市況の回復とともに輸出が増勢に転じ、一方輸入も抑制効果を映じて低水準を続けたため外貨事情は急速な改善をみるに至っている。このため、最近は輸入制限の漸進的緩和あるいは、今回の公定

歩合引下げ措置などこれまでの経済政策とはだいぶ異なった政策を探るに至っている。

#### ◇ニュージーランドの1960年輸入政策

ニュージーランド政府は10月8日、1960年の民間輸入ライセンス発給計画（民間輸入は昨年輸入総額の8割以上を占めた）を発表した。

その概要は以下のとくであるが、特に①輸入制限が本年4月および6月に引き続きさらに緩和され、輸入総額は約250百万ポンドと1959年に比し1割方の増加が見込まれるに至ったこと、②輸入業者はライセンスの範囲内である程度の商品選択の自由が認められるなど輸入制度・上運用に弾力性が与えられたこと、③ドル地域からの輸入に対する差別待遇がほとんど撤廃されたこと、など輸入制限緩和の傾向が強くうかがわれる点注目される。すなわち、

(1) 総輸入の約30%を占める基本割当のうち、食料品、雑貨、機械などについては割当額が10~100%方増額された。なお基本割当は、ライセンス発給額が基準年次の一定比率として表示されているものである。

(2) 粗糖、原油、肥料など総輸入の約14%を占める商品について、これをライセンス不要品目とした。

(3) 産業用原材料、薬品など総輸入の約30%を占める109品目につき、新たに“Replacement Licence”制度を創設した。すなわち、ライセンスを当初1959年実

績の50%に相当する額まで発給して実際にその輸入が行なわれたときさらに輸入額に見合った新規ライセンスを発給することとし、その発給高総計は1959年実績の150%を限度とする。

(4) 国内産業が必要とする輸入原材料などを15の範疇に大別して“Industry Group Licence”制度を創設し、そのグループ内における商品の選択を自由化することによって輸入ライセンスの使用に弾力性をもたらせ、同時に輸入手続を簡素化することとした。

(5) ブラウス、ラジオなど98品目につき、その輸入を特掲品目として許可する“Token Licence”制度を復活し、かつ輸入先を自由とした。なおこの制度は従来は英国のみを輸入先として指定していたものであるが、昨年年初から廃止されていた。

(6) ドル地域からの輸入に対するライセンス発給上の制限を完成自動車と木材を除いて撤廃した。

同国がかかる輸入制限緩和措置を推進するに至ったのは、①国際収支が最近顕著に改善され、外貨準備高が着実に増大して10月7日現在では100.9百万ポンドと前年同期に比し68%の増加をみていること。②1~9月間の輸出は234.9百万ポンドで前年同期に比し11%増加しており、今後も羊毛、酪農製品など主要輸出品の輸出見通しが明るいことのほか、③一方には最近実施された最低賃金の引上げや減税措置などによりインフレ圧力が生じつつあることにもよるものとみられる。